



学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 18 条、19 条)

	<u>感染症の種類</u>	<u>出席停止の期間の基準</u>
第一種	<u>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群 (MERS)、特定鳥インフルエンザ</u>	<u>治癒するまで</u>
第二種	<u>インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)</u>	<u>発症後 5 日、かつ解熱後 2 日を経過するまで</u>
	<u>百日咳</u>	<u>特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</u>
	<u>麻疹</u>	<u>解熱した後 3 日を経過するまで</u>
	<u>流行性耳下腺炎</u>	<u>耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで</u>
	<u>風しん</u>	<u>発疹が消失するまで</u>
	<u>水痘</u>	<u>すべての発疹が痂皮化するまで</u>
	<u>咽頭結膜熱</u>	<u>主要症状が消退した後 2 日を経過するまで</u>
	<u>新型コロナウイルス感染症</u>	<u>発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1 日を経過</u>
	<u>結核、髄膜炎菌性髄膜炎</u>	<u>症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで</u>
第三種	<u>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症</u>	<u>症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで</u>

※ その他の感染症として、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎等については、条件によって出席停止となる。

※ 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症は第 1 種とみなす。